

いざ／というときに
地域で助け合うために！

災害時要援護者 支援ガイド



大規模な災害が起こったとき、自分の身を守ること(自助)はもちろん、地域での助け合い(共助)の取組は大変重要です。災害時に、避難が遅れ、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者などの何らかの手助けが必要な人たちです。

災害での被害を最小限にするため、日頃から地域で協力して、災害時要援護者支援の取組を進めることが大切です。

災害時要援護者とは？

参考：栄区では、要介護度3以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの人など、支援が必要な人が約7,000人(人口の約6%)います。

地震などの災害発生時に、

- 必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な人
- 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な人

をいいます。一般的には、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人などが対象になります。

(例)



高齢者



障害のある人



乳幼児



妊産婦



日本語の理解が
十分でない外国人

そのほか、現在、支援が必要ないという方も、災害によりケガをするなど、誰しものが、支援が必要になる可能性があります。

自分の身は自分で守るという心構えも大切！

～災害時要援護者自身ができること～

災害時に地域で助け合うためには、支援者側だけでなく、災害時要援護者自身の協力や備えも大切になります。

例えば

- 災害時要援護者自身が自らの情報を発信
(アンケートへの協力、災害時の医療機関等への連絡方法など)
- 積極的に地域のサロンや交流会、訓練などに参加
- 日常生活の中で必要な医薬品や器具などの備え

参考：持ち出し物品 こんな家庭にはこんな非常持ち出し品も!!

● 幼児のいる家庭で用意するもの

- ミルク □ ほ乳びん
- 離乳食 □ スプーン
- おむつ □ おしりふき
- 着替え □ ベビー毛布
- おんぶひも
- 乳幼児のおもちゃ



● 要介護者のいる家庭で 用意するもの

- 着替え □ おむつ
- 障害者手帳
- 補助具等の予備



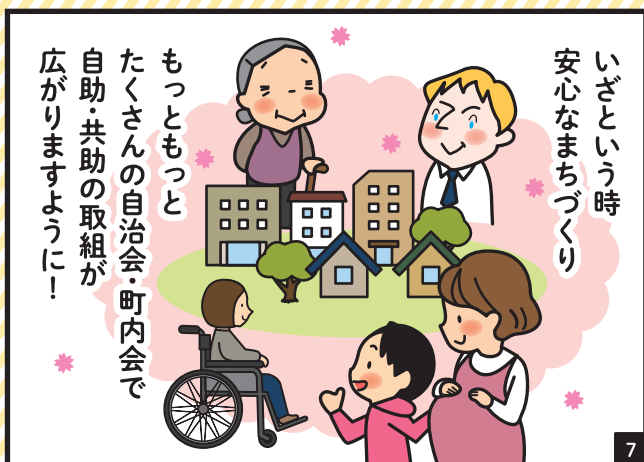
● 妊婦のいる家庭で用意するもの

- さらし □ 脱脂綿 □ ガーゼ □ 母子手帳
- 新生児用品

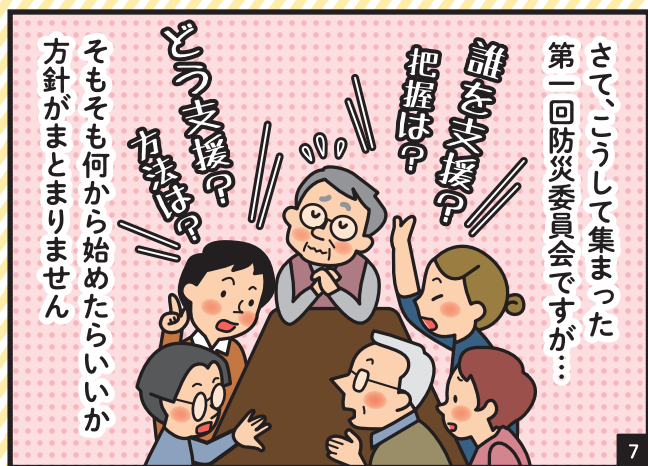
災害時要援護者自身の協力や備えも大切なんだね！



テーマ2 「支援の進め方」



テーマ 1 「まずは話し合い」



テーマ
1

まずは話し合い～活動体制を整える～

- 災害時要援護者支援の取組は、主に自治会・町内会単位で進めます。
- 取組を進めるにあたり、まず、自治会・町内会など地域の防災組織のなかで必要性を共有することが大切です。話し合いから始めてみましょう。
- 活動体制を整えるにあたり、自治会・町内会の防災部など、既存の組織を活用するほか、日頃から、見守り活動やサロンの運営に関わっている方(民生委員やボランティアなど)と、一緒に取り組むことで円滑に進むこともあります。
- 継続して取り組める体制づくりとして、現時点の自治会・町内会の役員だけでなく、過去の役員経験者も含めた委員会を設けている例もあります。

テーマ
2

支援の進め方～組織で取組を始めてみる～

どのような取組から始めるのがよいのか、正解があるものではありません。地域の実情に応じて、できることから始めてみましょう。取組を通して、災害時要援護者と支援者の信頼関係が築かれていきます。

ここでは、多くの地域で取り組んでいる一例を紹介します。

日頃からの取組

要援護者の把握	アンケート等を実施して、地域のなかでの災害時要援護者を把握しましょう。
活動体制の構築	既存の組織の活用、新たなメンバー(支援者)の募集により、体制を作りましょう。
災害が起こったときの対応方法を決める	災害時要援護者と支援者のマッチング(担当決め)や、安否確認の方法等を決めましょう。
顔の見える関係づくり	回覧板のお届けや行事の案内などきっかけをつくって訪問したり、気軽に参加できる交流会を開催したりして、コミュニケーションを図りましょう。

発災時を想定した取組

安否確認訓練	無事である家庭は、玄関ドア等を目印となるタオルやステッカーを掲げ、掲出状況を確認することで、外からでも一目で安否を確認できます。
救出・救護訓練	発災時を想定し、車いすなどを使用して自宅等から避難所までの避難を行うことで、一人ひとりの状態に応じた救出・救護方法や避難経路が確認できます。

近隣の地域の活動体制や取組を参考にするのも、良いね!



Q&A

Q 地域のなかの災害時要援護者をどのように把握したらよいのでしょうか？

A 栄区では、向こう三軒両隣の関係や、地域で災害時要援護者を募るなどの方法で把握している自治会・町内会などが多いです。また、区役所から名簿を受領し、情報の把握や、自治会・町内会などの名簿の補完として使うこともできます。

＜参考：地域における災害時要援護者の把握方法＞

手上げ方式		自治会・町内会が、災害時要援護者名簿への登録について、回覧等で周知し、自ら名簿登録を希望する方を募ることにより、必要な情報を収集する方式
区役所が 名簿を 提供	同意方式	区役所から対象者へ、自治会・町内会に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方の個人情報(名簿)を提供する方式</u>
	情報共有方式	区役所から対象者へ、自治会・町内会に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報(名簿)を提供する方式</u>

※区役所が名簿を提供するにあたっては、区と自治会・町内会が協定を結ぶ等の手続きが必要です。

Q 私たちの地域でも取組を始めてみたいのですが、どうしたら良いですか？

A 区役所では、災害時要援護者支援に取り組みたい地域へのサポートを行っています。
お気軽にご相談ください。

サポートの例：出前講座

区役所の職員が地域を訪問して、災害時要援護者支援に関する講座を行っています。

テーマ

- 取組の概要を知りたい
- 個人情報の取扱いをどのようにすればよいかわからない など

Q 取組事例について知りたい。

A 横浜市では、次の手引きや事例集を作成しています。(栄区以外取組も掲載しています。)
【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>

- 共助による災害時要援護者支援の手引き
災害時要援護者を地域のみなさんで支え合う体制をつくるための方法や取組内容・ポイントを掲載
- 共助による災害時要援護者支援の活動事例集～名簿からのキックオフ!!～
区役所からの提供された災害時要援護者名簿を活用した地域の取組状況等を掲載

Q 支援者になったら、必ず支援を行わなければならないのでしょうか？

A ● 災害時要援護者支援の取組は、地域の共助の取組であり、できる範囲で行うものです。
● 災害発生時に自宅にいないとは限りませんし、自分や家族がケガをすることも考えられます。ご自身と家族の安全が確保されてから、無理のない範囲で安否確認等へのご協力をお願いします。